

18 中 都 都 第 190 号  
平成 19 年 3 月 30 日

改正

3 中 都 都 第 540 号  
令和 4 年 4 月 1 日

## 中央区附置義務駐車施設整備要綱における身体障害者対応の駐車施設及び 荷さばき用の駐車施設に関する取扱い基準

この取扱い基準は、中央区附置義務駐車施設整備要綱（以下「要綱」という。）及び中央区附置義務駐車施設整備要綱運用基準の適正かつ円滑な運用を図ることを目的として、身体障害者対応の駐車施設及び荷さばき用の駐車施設に関する基準を定めるものである。

### 第 1 駐車施設の取扱い

敷地の規模、形状等から東京都駐車場条例（以下「都条例」という。）に定める身体障害者対応と荷さばき用の駐車施設を設けることが困難である場合で、地域の賑わい形成や交通環境の改善等に資する計画である場合、次の 1 から 3 までのいずれかに該当する駐車施設を整備する建築物は、区と協議の上、身体障害者対応と荷さばき用の駐車施設を兼ねて計画することができる。

#### 1 身体障害者対応 1 台と荷さばき用 1 台を一つの駐車施設として計画する場合

- (1) 都条例に定める身体障害者対応と荷さばき用の駐車施設の規模以上とすること。
- (2) 建物の営業時間内は原則、身体障害者対応とすること。
- (3) 管理人室を配置する等により駐車施設を適切に管理すること。
- (4) 建物利用者による路上駐車が起きないように対策を講じること。
- (5) 都条例上の駐車施設台数の取扱いは、身体障害者対応 1 台として取扱い、荷さばき用は都条例第 17 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により減じること。
- (6) 駐車施設（小型車・普通車・身体障害者対応・荷さばき用）の合計整備台数が都条例に定める附置義務台数を満たすこと。その際、荷捌き用の駐車施設台数を減じた分は普通車とすること。

#### 2 荷さばき用の駐車施設が 2 台生じた場合であって、身体障害者対応と荷さばき用の駐車施設を一つの駐車施設として計画する場合

- (1) 身体障害者対応 1 台と荷さばき用 1 台を一つの駐車施設として計画する場合、当

該駐車施設のほかに荷さばき用の駐車施設 1 台を設置すること。

- (2) (1) の身体障害者対応 1 台と荷さばき用 1 台を一つの駐車施設として計画する場合の取扱いは第 1 の 1 の (1) から (6) までによる。
  - (3) 計画建築物の用途・規模に類似した施設（計画建築物の建替え前の既存建築物を含む）と比較して、身体障害者対応 1 台と荷さばき用 2 台の需要を 1 台の駐車施設で適切に処理できると認められる場合、(1) の規定によらず、身体障害者対応 1 台と荷さばき用 2 台を一つの駐車施設として計画することができる。その際、当該駐車施設の取扱いは第 1 の 1 の (1) から (6) までによる。
- 3 荷捌き用の駐車施設が 3 台以上生じた場合であって、荷さばき用の駐車施設台数を減じて身体障害者対応と荷さばき用を一つの駐車施設として計画する場合
- (1) 敷地条件や計画建築物の用途、荷さばき利用形態、計画による地域貢献等を勘案し、荷さばき用の駐車施設 3 台目以降の設置が著しく困難と認められる場合、身体障害者対応 1 台以上（身体障害者用 1 台と荷さばき用 1 台を一つの駐車施設として計画する場合を含む。）かつ荷さばき用 1 台以上は設置の上、3 台目以降の荷さばき用は 1 台に対して普通車用 3 台分の設置に代えて計画することができる。
  - (2) (1) により計画する荷さばき駐車施設の台数は、荷さばき用の駐車施設の需要が計画建築物の用途・規模に類似した施設（計画建築物の建替え前の既存建築物を含む）と比較して適切に処理できる台数であること。
  - (3) (1) の身体障害者対応 1 台と荷さばき用 1 台を一つの駐車施設として計画する場合及び荷さばき用の駐車施設の台数を減じる場合の取扱いは第 1 の 1 の (1) から (6) までによる。

## 第 2 区との協議に必要な書類

第 1 に定める区との協議を行う場合は、要綱第 4 条に基づく事前申出書の提出の際に次に掲げる書類を添えるものとする。

- 1 敷地の規模、形状等から都条例に定める身体障害者対応と荷さばき用の駐車施設を設けることが困難であること及び地域の賑わい形成や交通環境の改善等に資する計画であることを示した図面・資料
- 2 第 1 の 1 から 3 までに定める内容を説明する図面・資料
- 3 その他必要な書類

## 第 3 本取扱い基準施行日

令和 4 年 4 月 1 日